

○内閣府令第十五号

人事記録の記載事項等に関する政令（昭和四十一年政令第十一号）第六条の規定に基づき、人事記録の記載事項等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

人事記録の記載事項等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

人事記録の記載事項等に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項各号列記以外の部分中「試験」を「採用試験」に改め、同項第一号中「任用に関する競争試験」を「採用試験」に改め、同条第三項第一号中「第七十五条各号（第三号及び第四号を除く。）」を「第五十三条各号（第四号を除く。）」に、「第七十六条各号」を「第五十四条各号」に改め、「（職員の定年）」第十一号各号に掲げる場合」の下に「、人事院規則一一一〇（職員の降給）第七條に掲げる場合」を加え、「第十二条各号及び」を「第十二条各号若しくは」に、「第七十五条第二号、第六号及び第七号並びに第七十七条第二号」を「第五十三条第二号若しくは第六号又は第五十五条第一号」に改める。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。